

令和8年度蕪崎市高齢者見守りネットワーク協議会

資 料

内 容

- (1) 前年度の事業実績について
- (2) 地域包括支援センターにおける相談対応事例について
- (3) その他

蕪崎市高齢者見守りネットワーク協議会

【目 的】

関係諸機関・団体・事業所・住民等が、高齢者虐待について理解を持ち、ネットワークを構築することによって、高齢者虐待を早期に発見し、適切な支援体制を作り、再発防止の見守り活動を行うことを目指す。

【役 割】

高齢者見守りネットワーク協議会には、代表者レベルが集まる「全体会議」と実務担当者レベルが集まる「ケース検討会議」がある。

1. 高齢者見守りネットワーク協議会全体会(原則として年1回)

各機関の代表者により、高齢者虐待防止、早期発見、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護、支援体制の整備について検討する。

2. ケース検討会議

保護や支援が必要な高齢者及び、家族に対して迅速に対応するため、必要な関係機関で情報交換、支援方策等を検討し、役割分担について共通の理解を持って支援していく。虐待事例の場合は、緊急な対応が求められるため必要に応じて随時開催する。

蕪崎市高齢者見守りネットワーク協議会



蕪崎市地域包括支援センター

(1) 前年度の事業実績について

高齢者見守りネットワーク協議会の役割と機能

別紙参照(資料1)



【目的】

関係機関・団体・事業所・住民等が、高齢者虐待について理解を持ち、ネットワークを構築することによって、高齢者虐待を早期に発見し、適切な支援体制を作り、再発防止の見守り活動を行うことを目指しています。

【役 割】

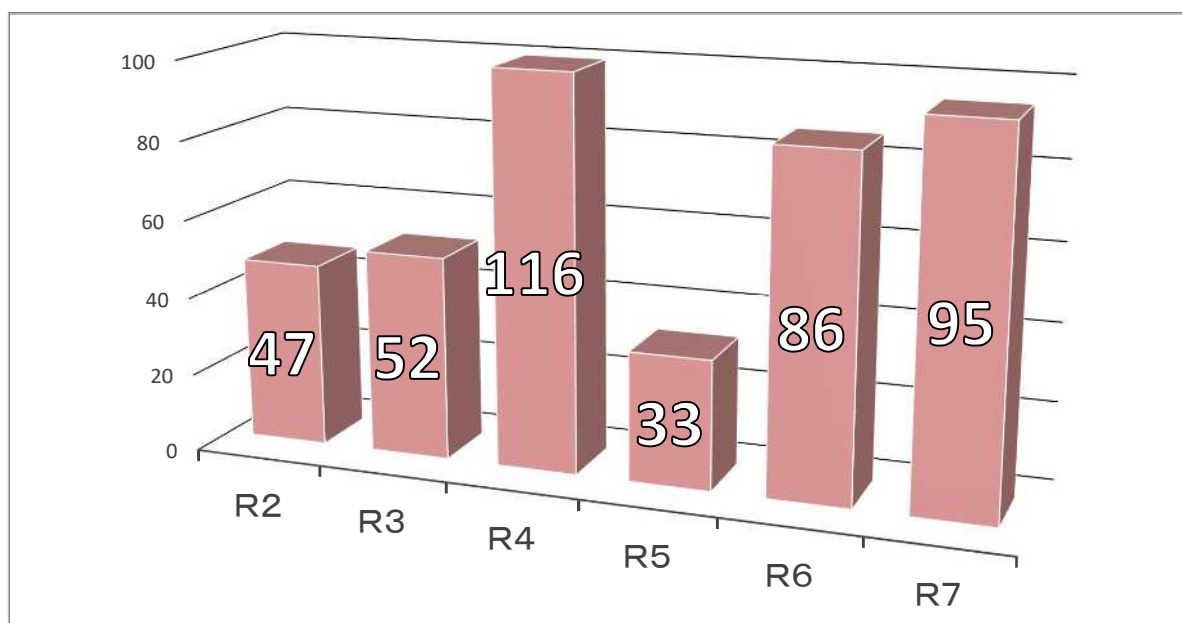
高齢者見守りネットワーク協議会には、代表者レベルが集まる「全体会議」と実務担当者レベルが集まる「ケース検討会議」があります。

1. 高齢者見守りネットワーク協議会全体会(原則として年1回)
各機関の代表者により、高齢者虐待防止、早期発見、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護、支援体制の整備について検討していきます。

2. ケース検討会議

保護や支援が必要な高齢者及び、家族に対して迅速に対応するため、必要な関係機関で情報交換、支援方策等を検討し、役割分担について共通の理解を持って支援していきます。虐待事例の場合は、緊急な対応が求められるため必要に応じて随時開催します。

地域包括支援センターにおける虐待の 相談・対応・会議件数



虐待の相談からみえる実態

令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)

・虐待通報実件数：14件

⇒虐待の事実が認められた件数：11件

(うち 介護施設従事者：1件)

* 通報者 ケアマネジャー(2件)、警察(1件)、被虐待者本人(1件)、
医療関係者(1件)、家族(5件)、行政職員(1件)、
保健所職員(1件)、社会福祉協議会職員(1件)、匿名(1件)

* 被虐待者 男性 0名
女性 11名

* 虐待者 男性10名(内訳 夫：5名、息子：4名、施設職員：1名)
女性 2名(内訳 娘：1名、施設職員：1名)

(重複あり)

* 虐待の種別

身体的虐待：7件 ネグレクト：1件 心理的虐待：8件

性的虐待：0件 経済的虐待：2件

(重複あり)

* 被虐待者・虐待者の状況(※施設虐待を除く)

同居 9件(内訳 虐待者と他家族と同居：2件、虐待者とのみ同居：7件)

別居 1件

※養護者…金銭管理、食事介助や介護等の何らかの世話をしている者(家族、親族、同居人等)

韮崎市における虐待者の続柄の傾向 (養護者からの虐待について)

(単位:人)

	夫	妻	息子	娘	兄弟 姉妹	孫	その他	合計
R7	5	0	4	1	0	0	0	10
	50.0%	-	40.0%	10.0%	-	-	-	100.0%
R6	4	0	1	1	0	0	0	6
	66.7%	-	16.7%	16.7%	-	-	-	100.0%
R5	3	0	2	0	1	0	0	6
	50.0%	-	33.3%	-	16.7%	-	-	100.0%
計	12	0	7	2	1	0	0	

- 例年、息子や夫からの虐待率が高い
⇒男性介護者への対応

相談内容からみえる虐待がおこる背景

①被虐待者の病状コントロール不良

被虐待者の病状(身体面、精神面)への知識、理解不足
適切な医療が受けられていない、治療の中断
適切な対応方法、ケアがわからない

②養護者が他者と関係が築けない・資源に繋がりがづらい

家族や友人などの社会的ネットワークの乏しさ
周囲へ支援を求めることへの抵抗感や遠慮

③養護者が抱える精神的疾患や成育歴

アルコール依存症、統合失調症、人格障害、引きこもり等
自己判断による受診・内服中断
幼少期時代のいじめ、親に受け入れてもらえなかった等

相談内容からみえる虐待がおこる背景

④双方の元々の性格や人格、人間関係によるもの

昔からの夫婦・親子関係、兄弟の関係の悪さから、年齢が上がりパワーバランスが崩れたり、意思疎通が困難になる

⑤家族介護力の低下

介護者自身の高齢化や心身の不調、親族間トラブルにより、介護を継続する力が弱まる

⑥不適切ケアの連続

『不適切なケア』が続き、それが蓄積して最終的には虐待となる

養護者(家族等)の支援に向けて

- ① 信頼関係の構築
- ② 双方の適切な医療へのつなぎ
- ③ 介護負担・介護ストレスの軽減を図る
- ④ 養護者自身の抱える課題への対応
- ⑤ 社会とつながりのない男性介護者への対応



韮崎市にある資源の例

- ・地域包括支援センター
- ・障がい者基幹相談支援センター
- ・成年後見制度中核機関
- ・もの忘れ相談センター
- ・家族介護者健康相談事業
- ・家族介護教室 等

地域包括支援センターにおける相談対応事例について

被虐待者：76歳 女性（母親）認知機能の低下あり(受診なし)
虐待者：46歳 男性（息子）精神疾患あり(定期受診中)

認知機能の低下が進んでいる母親と息子の2人暮らし

甥より通報：息子から「母親が言うことを聞かないから殴ってしまった」と連絡があった。母親は認知も進んで、息子も大変そうだから負担を減らしてあげたい。

自宅へ訪問し本人・親族と面談にて事実確認を実施

顔や腕に傷や痣を確認。母親は息子を庇う様子。親族から生活状況等を聞き取る。

コアメンバー会議 虐待の有無の判断と今後の対応・援助方針を決定

- ・息子に直接関わり、現状の整理をしていく
- ・母親を適切な医療受診や介護サービス利用に繋げる
- ・息子に対してもデイサービス見学同行など支援を行う

親族とともに息子が来所

「母親が認知症っぽくなり介護が大変になってきている。今後についてアドバイスをもらいたい」との意向。介護保険サービスを検討。
真面目でこだわりのある息子に寄り添い、また関わり方に配慮し、支援を行う。

医療機関との情報共有、調整

母親、息子それぞれに対して各医療機関と連携、受診に関する支援を実施。

社会資源の活用による支援

利用サービスの検討、ケアマネジャーへの引継ぎを行う。

関係機関による援助の実施

デイサービス、ヘルパーの利用開始。

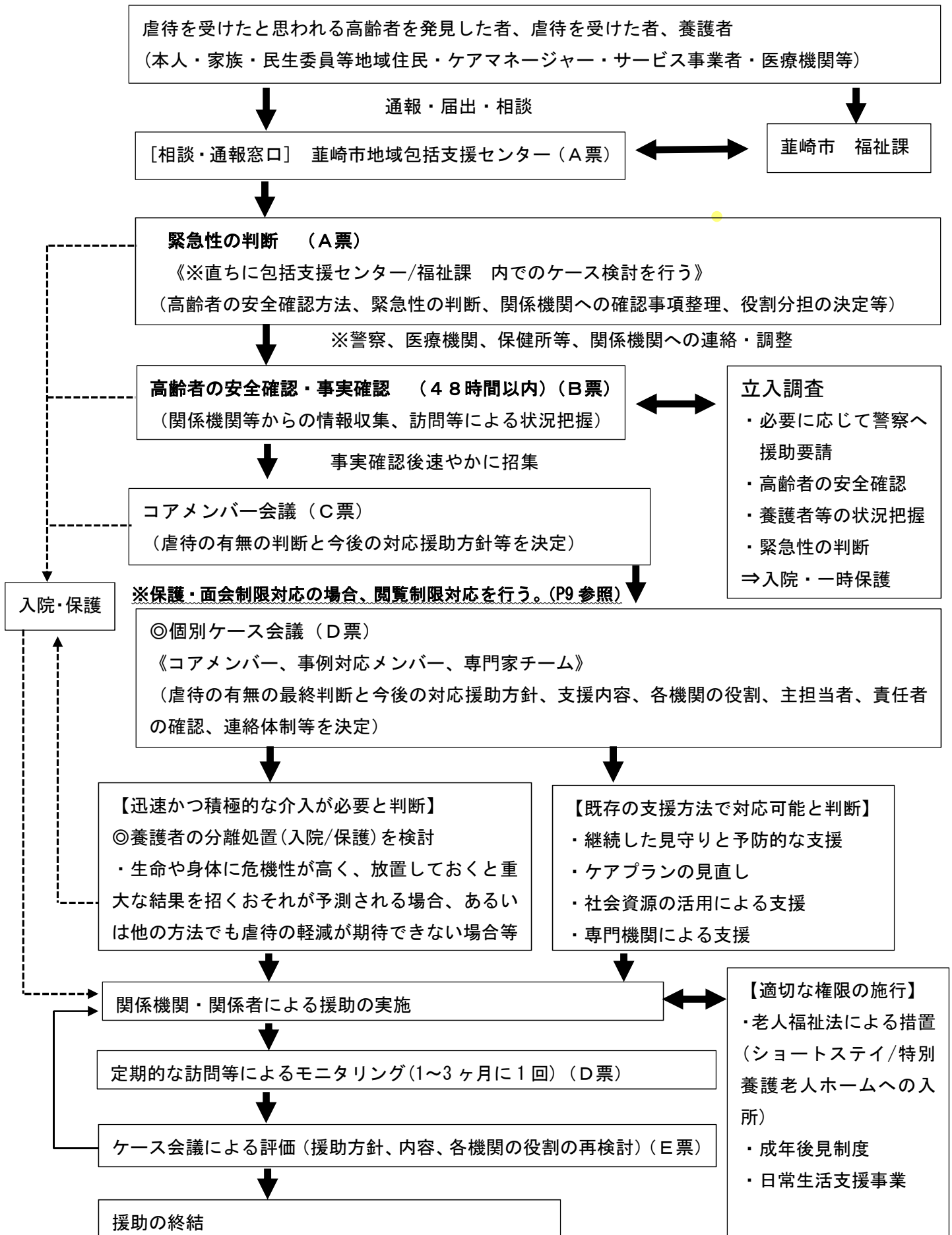
モニタリング

ケアマネへ本人や家庭の状況等の確認。

終結の判断 一連の虐待対応としての終結

評価を行い、虐待ケースとしての対応は終了

菰崎市における養護者による高齢者虐待への具体的な対応手順



事例を通しての振り返り

- ①本人や養護者・親族との信頼関係の構築
 - ・本人や息子の思いを受け止めるようなコミュニケーションを行う。
 - ・親族関係への影響に配慮しながら対応をする。
- ②双方の適切な医療へのつなぎ
 - ・適宜医療機関と情報共有、連携する。
- ③介護者負担・介護ストレスの軽減を図る
 - ・段階を踏みながら、少しずつ介護保険サービス等の利用に繋げる。
- ④養護者自身の抱える課題への対応
 - ・息子が考えや気持ちをそのまま伝えることが苦手なため、関係者へのつなぎを丁寧に行う。
- ⑤社会とのつながりのない男性介護者への対応
 - ・継続的に息子に声をかけることで、親族以外にも相談できる人がいることを認識してもらい、「一人で抱え込まなくて大丈夫」と考えられるようにしていく。

地域の高齢者の尊厳と権利を守るために

社会とのつながりを持ち、孤立しない地域づくり



地域の皆様や関係機関の理解と温かい見守り体制が重要です。

虐待のない社会を目指していくために、

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

高齢者や家族介護者に安心なまちづくり

荏崎市では、地域に密接する各機関や住民とネットワークを構築し、高齢者や介護家族が安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

荏崎市高齢者見守りネットワーク

関係諸機関・団体・事業所・住民などが、高齢者虐待の早期発見・早期対応・再発防止のための見守り活動を行っています。

早期発見・見守り機能

高齢者との普段の関わりや、住民の生活に密着した立場から、相談を受ける中で、生活の変化に気づいてもらい、その情報を地域包括支援センターに伝えていただく役割です。

虹の会
(家族の会)

社会福祉協議会

地区長会
民生委員
愛育会

近隣住民

人権擁護委員

地域包括
支援センター



市役所
長寿介護課



保健医療福祉サービス紹介機能

介護保険事業者等からなるネットワークで、現在起きている問題にどのように対応するかチームとして検討し、具体的な支援を行う役割があります。また日常的に高齢者や養護者・家族等と接する機会が多いため、虐待の疑いや危険性が疑われる場合の早期発見機能の役割もあります。

ケアマネジャー

介護サービス事業所

居宅介護支援事業所

介護施設

関係専門機関紹介機能

保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合や、立入調査や緊急の場合の対応などの市町村などの市町村による権限発動に協力をする役割があります。

警察

消防

司法書士会

保健所

医療機関



目指す姿

ネットワーク機能が役割を分担し、連携して対応することによって高齢者虐待を防止し、問題が深刻化する前に高齢者や養護者・家族に対する適切な支援を行うことを目指します。

韮崎市高齢者見守りネットワーク協議会 委員名簿（任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日）

	区分	事由	団体名称	委員
1	医療関係	地区医師会	韮崎市医師会(会長)	
2	医療関係	市立病院	韮崎市立病院(院長)	
3	警察関係	所轄警察署	甲斐警察署 生活安全課(課長)	
4	消防関係	所轄消防署	韮崎消防署(署長)	
5	保健関係	管内保健福祉事務所	中北保健福祉事務所(所長)	
6	地域の関係団体	人権擁護委員	韮崎市人権擁護委員	
7	権利擁護関係	司法書士会	リーガルサポート山梨	
8	福祉関係	社会福祉協議会	韮崎市社会福祉協議会(会長)	
9	地域の関係団体	民生委員協議会	韮崎市民生委員・児童委員協議会(副会長)	◎
10	地域の関係団体	地区長連合会	韮崎市地区長連合会(副会長)	
11	地域の関係団体	愛育会	韮崎市愛育会(会長)	
12	認知症の人と家族の会	認知症の人と家族の会	峡北支部 虹の会(会長)	
13	社会福祉施設	特別養護老人ホーム	穴山の杜(施設長)	
14	社会福祉施設	老人保健施設	あさひホーム(理事長)	
15	社会福祉施設	グループホーム	グループホーム武田の里(管理者)	
16	社会福祉施設	グループホーム	愛の家グループホームにらさき(管理者)	
17	社会福祉施設	地域密着型	地域密着型 フルリールにらさき(管理者)	
18	居宅サービス事業所	居宅サービス事業所	居宅サービス事業所 こすもす(所長)	○
19	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	武田の里 居宅介護支援センター	
20	市関係部署	福祉事務所	長寿介護課 長寿社会担当	

◎ 会長 ○ 副会長

○韮崎市高齢者見守りネットワーク協議会設置要綱

平成30年3月28日告示第92号

韮崎市高齢者見守りネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条の規定に基づき、高齢者虐待の予防対策、早期発見、早期対応、再発防止対策等のため韮崎市高齢者見守りネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者虐待についての情報交換及び状況把握に関する事項
- (2) 虐待を受けた高齢者への具体的な支援内容に関する事項
- (3) 高齢者の虐待防止に関する研修及び啓発活動に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者虐待防止に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる機関又は団体の関係者（以下「関係機関等」という。）

25人以内をもって組織し、市長がこれを委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、原則として、年1回開催するものとし、会長が招集し、その議長となる。ただし、必要に応じて、臨時会議を開催することができる。

2 前項に掲げるもののほか、虐待事案等発生の場合は、個別ケースを検討するため、地域ケ

ア会議を開催することができる。

- 3 会長は、協議会の運営上必要と思われる場合は、関係機関等以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(秘密保持義務)

第8条 協議会に関わる会員及び担当者は、その職務上知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際廃止前の韮崎市高齢者見守りネットワーク協議会設置要綱(平成21年3月韮崎市訓令乙第38号)の規定により市長から委嘱され、又は任命された委員は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、廃止前の韮崎市高齢者見守りネットワーク協議会設置要綱の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

(会議招集の特例)

- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、第1回目の委員会は、市長が招集する。

別表 (第3条関係)

区分	関係機関等
医療関係	韮崎市医師会
	韮崎市立病院
警察関係	甲斐警察署
消防関係	峡北消防本部
保健関係	中北保健福祉事務所

法曹関係	人権擁護委員
権利擁護関係	司法書士会 リーガルサポート山梨
福祉関係	韮崎市社会福祉協議会
地域の関係団体	韮崎市民生委員協議会
	韮崎市地区長連合会
	韮崎市愛育会
認知症家族の会	峡北地区 認知症の人と家族の会
社会福祉施設	特別養護老人ホーム
	老人保健施設
	養護老人ホーム
	グループホーム
居宅サービス事業所	居宅サービス事業所
居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所
市関係部署	福祉課
	長寿介護課